違反広告物簡易除却ボランティアを募集します

～盛岡市違反広告物簡易除却推進制度～

電柱などに貼られた「はり紙」は、盛岡市屋外広告物条例に違反する景観を著しく損ねるもので、市民の皆さんに不快感を与えています。

そこで、盛岡市は「盛岡市違反広告物簡易除却推進制度」を創設し、違反はり紙の除却の権限を市長が委任し、市民の皆さん自らの手により、地域の美化に取り組んでいただける団体を募集します。

どんな広告物が除却できるの？

除却できる広告物の種類は、電柱や街灯柱、街路樹、ガードレールなど、盛岡市の条例で広告物の掲出が禁止されている物件に貼られている「はり紙（ピンクチラシやヤミ金融関係のチラシなど）」です。

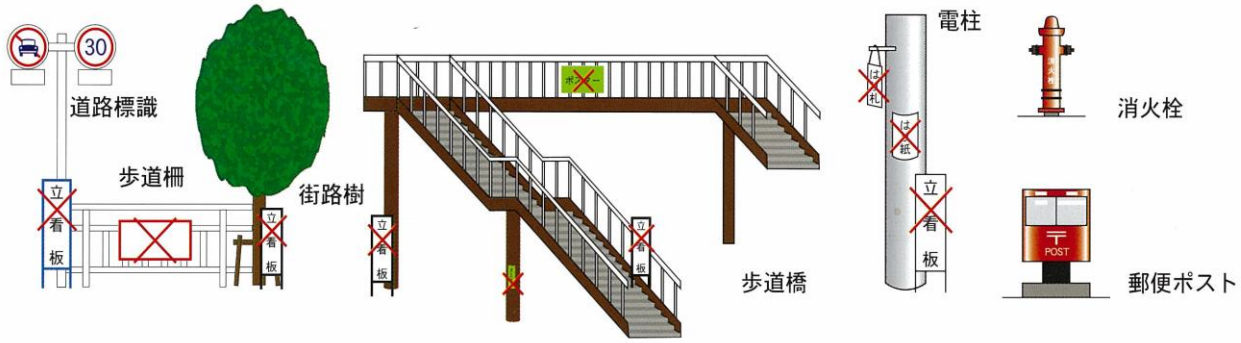

どんな人ができるの？

満 20 歳以上で市内に在住、または通勤・通学されている方２名以上で構成する団体でお申し込み下さい。町内会や商店街等の団体の皆様をはじめ、今回を機に結成されるグループ、サークル仲間などの団体も結構です。

団体の構成員には、必ず２人以上の除却推進員をおくこととなりますが、除却推進員の方には除却活動に必要な法律の基礎知識や、違反広告物の具体的な事例、除却活動中の注意点など、制度についての講習を受講していただきます。

※除却推進員として委任を受けた方以外は、除却作業ができません。

その他に・・・

除却の権限が市長から委任されていることを証明する身分証明書と腕章をお渡しします。また、除却活動に必要な用具（へらや剥離剤等）は盛岡市がお貸しします。

なお、活動中のけが等に備えてボランティア保険に加入していただきますが、保険料は盛岡市が負担します。

申し込み方法は？

お申し込みは、以下の書類に必要事項を記入のうえ、景観政策課まで持参して下さい。

①盛岡市違反広告物簡易除却推進団体認定申請書
②盛岡市違反広告物簡易除却推進団体構成員（推進員予定者）名簿
③違反広告物簡易除却活動計画書
※盛岡市のホームページ（http://www.city.morioka.iwate.jp）から、様式をダウンロードすることができます。

連絡先：
盛岡市都市整備部景観政策課屋外広告係
〒020-8532　盛岡市津志田 14-37-2
電話番号　019-601-5078